

批判的福祉対象論にむけての試論

Critical Approach to Welfare Needs and Problems: An Exercise in Theorising

坏 洋 一
Yoichi AKUTSU

要 旨

社会福祉にかぎらずどの制度領域にも学問領域にも「対象」はある。社会福祉における「対象」の理解と把握（対象論）そして対応には特徴的な身振りや構えがみられる。本稿ではそこに「本質化」ないし「本質主義」をみとめ、これを批判的に検討する。社会福祉の対象論・対象化にみられる本質主義・本質化を反省していくための思考の枠組や立場として、本稿では「批判的福祉対象論」を設定する。そして社会福祉を「必要充足空間」としてとらえかえしその透明化をはかる。ここでの考察は、社会福祉のさまざまな局面や文脈における本質主義・本質化に理論的な反省を加えていくための準備作業でもある。

キーワード

反本質主義、対象、必要充足空間

はじめに：本質論争から反本質主義へ

かつて「社会福祉本質論争」と呼ばれる学問的なやりとりがあった（松田 1979）。この「本質論争」にせよ「固有論」にせよ、また理論家の固有名詞を冠する数々の「～理論」にせよ、いずれも「学」としての社会福祉が、そのテーマとアプローチなどにおいて他の学問領域とくらべどのような示差的特徴をもつのか、そして、現実の社会福祉がなぜ・いかに構成されるのかを明らかにしようとした重要な遺産であり、今日においても多くの示唆をあたえつづけている。

周知のとおり「本質論争」を契機に、社会福祉（以下、社会福祉「学」も指示する）の「本質」とは何かが問われるようになった（松井 1992: p. 8、古川 1998: pp. 34-39）。そこではおもに社会福祉の「本質」とはどの局面か、たとえば制度・政策か、援助技術・援助実践か、あるいは運動かが争われた。今日では「論争」当時のようなかたちで社会福祉の「本質」を問

うのではなく、一元論も還元論も二者択一論も回避しつつより包括的でゆるやかな枠組のもとで、社会福祉の「本質的要素」が語られている。そしてこのことが多様な視点や研究手法の平和な棲みわけをささえうながしている。いずれにしても「本質」や「真理」の追及は学問システムの基本特性であり、「社会福祉理論研究の第一義的課題は、社会福祉の本質を探究することであり、併せて社会福祉学の体系化を図るところにあらう」（田中 1998: p. 40）といった意見は説得力をうしなっていない¹⁾。

これとはまたちがうのかもしれないが、近年では、社会福祉の問題設定やその諸局面にみとめられる「本質」や「本質化」に異議を申し立てる議論が散見されるようになった²⁾。このような「反本質主義」とも呼びうる潮流は、政策と援助（マクロとミクロ）、学問と実践（知識と行為）といった文脈を問わず、社会福祉に新しい表現と方向性をあたえようとしている。

近代（近代主義）の申し子である社会福祉は

本質主義に満ちている。それゆえ、たとえばもしある制度における家族主義やジェンダー・バイアスを正そうとするなら、社会福祉のあらゆる局面や文脈にわたる本質主義に反対する態度が不可欠であろう³⁾。ここでは、社会福祉によくみられる「身振り」や「構え」を検討し、社会福祉を反本質主義的にとらえかえていくための試論ないし予備的考察としたい。

本稿が検討するのは、社会福祉のさまざまな局面・文脈にみられる「対象」をめぐる身振りや構えである。社会福祉の「対象」については、これまで多くの研究や主張がなされ、制度・政策的な対応のターゲットとしても歴史的に大きくうつりかわってきた（中垣編 1995）。社会福祉の「対象」は、通常、「貧困・疾病・心身の障害等が原因となって正常な一般生活ができないか、そのおそれのある人または家族」（仲村 1991: p. 16）といったものとして言及され、またその焦点は「社会問題の一つである『生活不安』や、『生活不安』を背負って生きる生活『者』」（吉田 1995: p. 18）にあるとされる。

他方、社会福祉研究の多くにみられる現象的でプラグマティックな対象理解・把握から一歩ふみだした潮流として、「社会科学的立場」による構造的かつ重層的な「対象論」もみられる（小野 1999: 第6章）。その一連の成果は、社会福祉（対象）論をめぐる「ミクロー・マクロ・リンク」の貴重な試みとして位置づけることができるが、これらは資本制社会の変容と現代的特性を見きわめながら批判的に継承される必要があるだろう。なお、本稿の語り方は「脱—社会科学」的にみえるかもしれないが、それはポスト近代において「社会科学的」たろうとした帰結である。

本稿では、このようなかたちで想定され規定され構成されてきた社会福祉の「対象（論）」、正確には「対象」をめぐる〈肩入れ〉という身振り、そして〈救済者の論理〉とも呼びうる構えについて、批判的・反省的な検討をおこなう。

1. 社会福祉における「対象」への肩入れ

社会福祉において今も昔も変わらない基本的な身振りがある。それは「対象」への肩入れ、コミットメントである⁴⁾。この身振りは、社会福祉の「課題解決志向」（後述）と密接に関わって、つねに何らかの「対応」を要請する。また「対象」に肩入れがなされるのは、まったくの衝動や思いつきによってではない。仮にそうみえることがあったとしても、かならず何らかの「対象」に関する「理論」（理解と把握の枠組）をとまなっているはずである。この理論は、社会福祉（対応者）によって誰が（何が）なぜどのように「対応」されるか、についての理由や意図に関する一群の命題を指している。そうであるなら、この「対象論」は、「対象」への肩入れという身振りにとって、単にそこに随伴すること以上の意味や意義をもつといえよう。

社会福祉の政策局面（その立案・運営と研究）においても、また援助局面（その技術・モデル等の実践と研究）においても、こうした身振りや対象論はこれまで一度も手放されることはなかったし、おそらくこれからも（これまでとは違ったかたちになるかどうかは不明だが）手放されることはないだろう。

社会福祉における対象論（対象の理解と把握）の特性をおおまかにみておきたい⁵⁾。対象論は、社会福祉の諸局面において、総じて次のような位置をしめているといえる。援助実践の局面においては、対象理解の洗練度（広さ、深さ）が利用者との関わり方に影響をあたえ、専門性の内実をも決定する。またアセスメントによる対象把握のよしあしが、その後の対応を左右する。政策や計画の局面においては、政策策定者・計画立案者の対象理解が、制度的・組織的な背景とあいまって、対象把握の様式や、プログラムの内容・実施に反映される。さらに研究という局面においても、研究者の対象理解がテーマ設定や立論構成を規定し、その研究成果がさらに対象理解の内容を豊富にしたり再検討を迫ったりする。そして、この研究局面におけ

る対象論が援助実践や政策の局面に影響をあたえたり、その逆の影響もあつたりと、これら諸局面における対象論は複雑にからみあっている。

さらにこうした社会福祉の諸局面において、「対象」へのコミットメントの文脈（制度的・組織的な環境、関係者の問題設定・分析・評価の視点やスタイルやスタンス等）の違いにおうじて、「対象」はさまざまに名指される。たとえば、抽象的／具体的に、集团的／個別的に、量的／質的に、時間的／空間的に、巨視的／微視的に、動的／静的に、主観的／客観的に、あるいはこれらの組み合わせ等により名指されることになる。

「対象」の名指し例には、社会的問題、生活問題、窮乏、貧困、不平等、社会的不利、社会的必要、リスク、クライアント、要保護者、要援護者、対象者、利用者、当事者、消費者などがある。そして「対象」がどのように理解・把握され名指されるかは、政策的・制度的・個別的な「対応」の様態と結びついている。そもそも対象論と「対応」は、明確に区別できるものではない⁶⁾。

以上、社会福祉のさまざまな局面や文脈において、誰かがどこかで何らかの「対象」に肩入れし「対応」にいたるとき、対象論は以上のような位置をしめ、かつ「対象」は多様に名指されることを確認した。対象論は「対象」への肩入れと「対応」とに密接不可分に関わっているということであるが、先にも述べたように、対象論は「対応」にとって、たんに〈随伴〉する以上の関係にあるだろう。では、それはどのような関係か。

発生論的にみて対象論が「対応」に先んじて存在する、もたれている、つまり原因と結果という因果的關係にあると考えるのが自然であろう。しかし本稿では、どういう「対応」をしているのかが問われてはじめて、（個人であれ集団であれシステムであれ）その対応主体がもつ対象論があらわれる、と考える。つまり、まえ

もって対象論は存在しない、もたれていない、ということである。このことは「行為」と「意図」ないし「理由」との関係についていえることから類推される（管 1998: pp. 132-148）。また、学問的にとらえた「対象論」は、そのようにしてあらわされたものや、これをふまえ学問的にまっとうな問いをたてて記述した答えを、学問的（論理的・総合的・体系的）に再構成した命題の集積だといえる。

2. 批判的福祉対象論の特徴・種別性

社会福祉にとって基本的な身振りである「対象」への肩入れにおいては、「対象論」（とくに対象理解）が重要な位置をしめていることを確認した。つぎに、本稿が「批判的福祉対象論」として設定し構想する枠組ないし立場の特徴について素描する。それは文字通り「対象論」を批判し反省するための枠組ないし立場である。

今日では少なくなったとはいえ、「対象者」という語彙・表現が用いられることがある。周知のように、多くの者がこの語彙の使用を問題視しており、その反省から近年では「利用者」「消費者」「当事者」という語彙使用が重視されるようになっている。

「対象者」という語彙使用が問題視される理由をあらためて確認すると、それは「対象者」と名指すことが、福祉（所得やケアの提供）を受け利用するひとびとの主体性や自主性を軽視している印象をあたえ、ひいてはスティグマさえあたえかねないから、とまとめることができる。また、今日風にいうなら「対象者」という表記はひとびとの「差異」をないがしろにしてしまう、という問題点も指摘できるだろう。

つまり、理解や対応の客体であるとだけとらえ人間を〈受動化〉し〈一般化〉するまなざしと、そのまなざしのもと「対象」に「者」をつけて〈人称化〉する「対象者」という語彙使用は、人間を物象化し疎外し抑圧しているようにみえる、ということである。これと同型の見解は、対象規定に関する文脈のなかでよく引きあ

いに出されるように、「パークレイ委員会報告」の用語解説が「クライアントかユーザーかコンシューマーか」の選択について言及している箇所にもみられる。

しかし「対象者」にみられる抑圧性は、「対象」という語彙とその使用・働きとは無関係だといった見方もなりたつ。というのも、心的態度（認識・理解・思考）や行為に「対象」があるという事態（志向性）そのものは、とくに不自然でも抑圧的でもないからである。問題は、何らかの「対応」にあたり、「対象なるもの」を差異なき統一的・一般的なものとして固定化・規格化するまなざしにあるといえよう。「者」をつけることでなされる人称化は、そうしたまなざしの延長に過ぎないように思える。つまり、ある種の事態（対象なるもの）を固定化・規格化・統一化・一般化するまなざしが、「対象者」という語彙の流通・使用を可能にしてきたのではないかと推測される。

いずれにせよ「対象」への肩入れは、たとえどのような語彙を用いようとも、つねにその「対象理解」のなかで「対象なるもの」を本質化するリスクを負っているだろう。「対象理解」にひきつづく「対象把握」も同様である。このことは「対象化の向き」を問わない。つまり「他者」や「外界」の理解ばかりでなく「自己」理解（自己言及的な対象理解、自己の再帰的モニタリング）についてもいえよう。

批判的福祉対象論の種別性は、社会福祉の対象理解や対応において、「対象なるもの」を固定化・受動化・規格化・統一化・一般化する身振りやまなざし、すなわち〈本質主義〉を生じさせないよう、つねに気をくばり警鐘を鳴らすことにある。さらに、「対象」が自己・他者・非者をそれぞれ指示しうるとして、「対象」に肩入れしつつ理解したり働きかけたりする主体が「誰」であるかも特定しない、というのも批判的福祉対象論の種別性のひとつである。これは、理解や関与の主体を特定すること、もしくは特権化することは、自覚的・戦略的に避けねばな

らない、という主張でもある。

特権的なコミットメント主体を想定することは、ひとびとの「差異」を本質化することと無関係とはいえない。コミットメントには、「自分が相手に」という方向もあれば、「相手が自分に」という方向も、「自分が自分に」という方向も、そして「誰かが誰かに」という方向もあろう。より抽象的にいえば、特定・不特定の主体や人称的・非人称的主体による、外向的・内向的なコミットメントも、一方向・双方向・多方向のそれもある、ということである。

誰でもない者が誰でも（自己でも他者でも非者でも）ありうる「対象」についてコミットメントする（理解・把握し対応する）というのは、実際の行為・活動として成立することというより、思考や認識の次元で成立する事態であって、社会福祉をとらえかえすための想定や視点とみなしたほうが穏当だろう。したがって、そのような批判的对象論の想定は単なる思弁であって、実践的で建設的な社会福祉の営みにとっては役立たずであり無用だ、といったもったもな意見もありうるだろう。

この点については、社会福祉におけるコミットメントのなかで「理解し働きかける主体」と「理解され働きかけられる主体」とのあいだに現に成立しているまなざしや身振りについて、これを反省的にとらえ、かつそこに生じているさまざまな本質化に反対し抵抗していくための思考の道具として批判的福祉対象論を性格づけ、その道具としての意義を示していくことが必要であろう。しかしながらその意義は、注2) にあげた文献にみられる反本質主義的な主張や議論、そしてそれらがとらえる運動や実践がすでに示しているともいえる。今後の課題は、これらの潮流を精査・吟味し、その底流にあるものを見定めつつ、本質主義を回避しうる対象理解＝人間観とその成立条件を探ることにあると考えている。

以上が本稿の構想する批判的福祉対象論のアウトラインである。ここまでを通じて、少なく

ない読み手は次のような疑問を抱くだろう。「批判的」であることには（その内容に同意するかどうかはさておき）理解は示せるが、なぜ今さら「対象（論）」という表記にこだわるのか、と。「対象」についていっそう効果的で厳密な接近をねらって「生活問題」や「ニーズ（必要）」といった分析概念が用いられている現状からみても、また、「対象（者）」という語彙の非対等性・一方性からの脱却を意図して「利用者」「消費者」「当事者」といったより主体的で対等な響きをもつ（その意味で民主的な）表記が用いられるようになった点からみても、この「対象（論）」という語彙使用はいささか反動的ではないか、といった疑念が生じるように思われる。

本稿も「対象」に対するアプローチの厳密化や民主化は望ましいと認識しているが、「対象（論）」にこだわるのは、呼び名は変わっても社会福祉のまなざしや身振りのなかに残存しつづけると思われる「構え」を徹底して「透明化」したいためである⁷⁾。その構えをここでは「救済者の論理」と名指したい。「救済」（助けること）はいつどこにでもみられる普遍的な営みのひとつである。これは「対象」に肩入れする身振りやまなざしの起源であり、社会福祉のベースとなる自己イメージである。「救済者の論理」は、反省に反省を重ねても払拭しきれず、払拭したと思ったとたんに再び出沒する幽霊のようなものだともいえる。しかしそれは社会福祉という営みにとって必須の自己イメージとは思えないし、またそれが特権的な自己イメージである必然性もないだろう。

3. 社会福祉と必要充足空間

社会福祉は「課題解決志向（問題志向）」の営みといわれる。この課題解決は「必要充足」によってなされるが、それは福祉の「供給」と「利用」の両面を含んでいる。とりあえずこの点をまず確認しておく。

「救済者の論理」と述べたが、社会福祉は、歴史的にこの論理を初発の契機としながら、ゆき

すぎればパターナリズムに陥り、ひきすぎれば責任放棄とみなされるような危うい位置から、対応（課題解決＝必要充足）の様態を豊富化させてきた。思いつくままに列挙すれば、サービス、ケア、保護、養護、教護、援護、療育、保育、介護、自助、他助、公助、共助、互助、扶助、保障、補償、救済、共済、支援などが、これまでみられた対応様態に関する名指しのバリエーションである。

実際には、これらの対応様態が重層的に組み合わせあって、社会福祉による／における対応（課題解決＝必要充足）が図られている。対応様態に関する評価、つまりそれぞれのよしあし（効率的か否か、公正か否か、歴史的状況にかなうか否か等）は、きわめて重要であるがまたべつの問題である。

他方、好むと好まざるとに関わらず、福祉多元主義（供給主体の多様化）と呼ばれる発想ないし趨勢が、現代の社会福祉を特徴づけている。規範的評価はさまざまあるとしても、福祉多元主義は対応様態の重層化・豊富化という事態と結びついた、現代社会福祉のデファクト・スタンダードになっていることは否定できない。

くりかえすと、批判的福祉対象論は、課題解決志向の営みである社会福祉における「対象」の生成・構成つまり「対象化」とそこでの「対応」を、いかに本質化を回避して（反本質主義的に）とらえかえすかに関心がある。また批判的福祉対象論は「対象化」と「対応」の多様な向き（一方向・双方向・多方向）がありうることをみとめる。そして、誰でもない者が誰でも（自己でも他者でも非者でも）ありうる「対象」について理解し対応する、そういったものとして社会福祉の営みをとらえかえす。

批判的福祉対象論は、対応様態の重層化・豊富化という事態、そして福祉多元主義という発想ないし趨勢と、決して矛盾するものではない。矛盾するどころか、批判的福祉対象論は、こうした事態と趨勢の延長上に位置しうる思考

の枠組ないし立場のひとつである。それは、「救済者の論理」をはじめとする本質主義的な「構え」、それから派生するさまざまな身振りやまなざしに反対しこれを「透明化」することで、対応様態の重層化・豊富化と供給主体の多元化によって増大した複雑性にみあった、多様で多面的な「構え」の共在にみちをひらく思考の枠組である。

たしかに、批判的福祉対象論といっても、従来からある「反専門職主義」「官僚制批判」「クライアント／利用者中心主義」といった視点のいいかえにすぎないとみえるかもしれない。ただし批判的福祉対象論は、それら視点に共通する発想（「救済者の論理」の拒否）をさらに徹底するものである。また「供給主体の多元化」を強調し、「利用主体の多元化」には「消費者主義」で事足りるとする、一部の福祉多元主義論の主張については、これをさらにラディカル化するものでもある。

もし社会福祉が「救済者の論理」をすてさるのなら、社会福祉には「所得やケアの提供による必要充足」という事柄の空間だけが残る。福祉多元主義や反専門職主義は、国家福祉供給や専門職主義の脱中心化をこえて、社会福祉を「必要充足空間」として透明化・抽象化する思考をはらんでいたといえる。批判的福祉対象論はこの思考をさらに押し進めて、必要充足空間には特権的な供給・利用の「主体」は存在せず、それゆえ「対象」も対応様態やその主体に応じてそのつど生成・構成されるとみなす。このことは「必要充足空間」には特権的な「構え」も、また「必要」の設定主体も充足経路もなく、多様な差異と対象理解にひらかれていることを意味している。

ただし「救済者の論理」を透明化した必要充足空間においても、「救済」とその「対象（救済対象）」という非対称や、「対象」に肩入れする身振りが生じるはずである。それでも、これらはいくまで偶発的に生じ、あるいは契機として存在するだけで、必要とその充足に関して、そ

のほかの構え・身振り・まなざしがありうることで発想できるようになることが重要である。社会福祉という営みを必要充足空間とみなして透明化することの意義は、そのような発想を可能にする点にあると考える。

むすびにかえて

冒頭にも述べたように、本稿は社会福祉の反本質主義的なとらえかえしの準備作業をねらいとしているが、反本質主義的な実践は、社会福祉に近いところにありながら、基本的にその外側でなされている。というよりも、むしろ社会福祉から現実的にも理論的にも排除され例外化されてきた運動や承認闘争としてなされている。それは、フェミニズム運動、反グローバリズム運動、グリーンズム運動といった大きな目標をもった運動ばかりでなく、「障害」をもつ者とその家族ならびにシングルマザーなどによる当事者運動も、そうした実践のひとつと考えてよいだろう。慣例にそって「新しい社会運動」や「反システム運動」と表現してもよいだろう。

こうした「差異」や「アイデンティティ」の配慮・尊重をよびかける運動は、ひとびとのあいだに新たな「連帯」を築いていくものでもある。しかしどのようなかたちであれ「連帯」をめざすことには、連帯当事者間に何らかの本質的な結びつきが求められていく。それゆえ「差異」への配慮や尊重を求める「連帯」が、その「差異」を本質化するということもありうる。また、現代社会ほどひとびとが「分裂」していて「連帯」しにくい時代はないが、「連帯」が困難であるのは、それだけ「差異」が重要な意味をもつようになっていて、かつそれが適切に語られねばならないことを意味しているといえよう⁸⁾。

「差異」と「連帯」の関係は、自由と平等の関係に似ている。どちらか一方を強調すること、両者の適切な関係を求めること、いずれにも理論的・実践的な意義がある。そういったダイナミックな関係を認めながら「差異」と「連帯」

とを同時に論及していくことが、現代の社会理論や規範理論には求められていると思う。社会福祉も例外ではない。「批判的对象論」というからには、社会福祉（所得とケアの提供）を必要としているひとびとの「差異」にも「連帯」にも関わって、反本質主義を貫く必要がある。もし「多様性や差異性を尊重しようとするならば、また、ひとびとの固有の福祉ニーズを重視しようとするならば、『社会福祉の対象』を規定する作業は、全てのひとびとの対話・討論に開かれていなければならない」だろう（安藤 2000: p. 65）。

「差異」のあとに／とともに語るべき「連帯」は、「ひとびとの対話・討論」の場所としての「公共的空間」でくりひろげられる「ケア」（配慮）関係とみなすこともできる。この「公共的空間」を被写体とするなら、本論で述べた「必要充足空間」は社会福祉対象論というアングルでこれを切りとった像のひとつであるといえる。現代社会の複雑さをひきうけつつ社会福祉の「対象（論）」を語ろうとするなら、以上のようなかたちで、ひとびとの「差異と連帯」が織りなす必要充足—ケアを総体としてとらえかえしていかなければならないだろう。

注

1) 理論家は、自らが重要とみなす事態・事象の「特徴」「性質」が、他と比べて大切だ、あるいは排他性が強い、と主張するために「本質」という語彙を用いるものである。その意味で、「本質論争」にもみられる「本質」のこうした使い方は不自然ではない。問題は、閉ざされた（自己指示的な）学問や理論の言説空間にみられる「本質」の使い方よりも、社会事象（行為や出来事）に言及し当の社会事象を構成する言説空間（言語ゲーム）にみられる「本質」という語彙の使用とその意味作用（認識論的な本質化）にある。社会福祉「学」における原論の不在は、「本質」という語彙を理論概念として使用する前者のような場面の減少をもたらした。そのかわり社会福祉学は、ますます後者のような社会事象を構成する言説空間に侵入するようになり、社会事象の構成場面におけ

る「本質化」と相互補完的に結びつくようになっていく。そしてときとしてそれは抑圧的な「本質」（男性中心社会、家族主義、国民国家など）の再生産を助長することもある。社会福祉学も他の社会科学と同様、社会に浸透している語彙や命題を用いなければならない、いくらその内容が研究者の手によって精査され豊富化されたとしても、もとの社会的文脈に再帰していくなかで、そこに馴染む内容に変容する。たとえば「自立」という語彙は、古くから公的扶助や障害者福祉の文脈において豊富な内容を付加されてきた。これは近年、支配的な「自己決定—自己責任—自己統治」の（ネオリベラルな）主体観と結びつくことで、社会福祉の客体=対象を「自立主体」として本質化する傾向がみられるようになっていく。そのことの規範的評価はさまざまであろうが、この「自立主体」の本質化が「自己決定できない者」「自己責任をひきうけられない者」「自己を統治できない者」をくみだしていることも確かである。「反本質主義」というとき、こうした本質化をいかに拒絶するかが問われるのである。

2) 規範理論や社会理論の文脈で「本質主義」という場合、それは社会世界における事象を「本質的」とされる何か（構造や主体など）に還元させて理解・説明するような発想や態度を指示していることが多い。社会福祉の文脈において反対されるべき「本質主義」は、もっと具象的な次元の言説にみとれる。社会福祉におけるフェミニスト・アプローチは、たとえば「家族介護をはじめとする無償のケア労働の担い手として、献身的で犠牲的な特質をもつ女性がふさわしい」といった本質化に反対する。また、児童虐待への対応において、明らかに再犯のおそれのある親や養育者のもとへ被虐待児童をひきわたしてしまう児童相談所のワーカーには、「子どもは親元で養育されるのがなによりだ」というかたちで一種のドグマとして家族主義（家族の本質化）が作用していると思われるが、こうした批判は反本質主義的だといえる。英国社会福祉（Social Policy, Social Work）研究には、原理論・政策論・援助論を問わず、女性、非異性愛者、少数民族など多様なマイノリティやこれらが表象する「差異」（性別、年齢、障害、人種、民族、階級など）の構造的抑圧とその制度的再生産を糾弾したり、そういった「差異」の尊重・承認を説いたりするような反本質主義の視点が広範に浸透している（たとえば

Williams, 1989; Taylor, 1996; Parton, 1996; Hallett, 1996 など多数)。日本の社会福祉研究においても反本質主義的な議論の胎動がみられる。たとえば援助実践論分野では杉本編(1997), 加茂編(2000), 河野・杉本編(2001)など, 原理論分野では山森(2000)などがこれにあたると思う。わが国の社会福祉分野でも, 欧米や本国の哲学, 社会学, 政治学等にみられる反本質主義のプロジェクトに, もっと歩調をあわせていく姿勢が求められるだろう。

- 3) 本質主義を「相対化」することとそれを「批判」し「反対」することは違う。つまり数多くの「本質」があるとその相対性を認めることは、「反本質主義」と同じではない。社会福祉にとって重要なのは本質主義の相対化よりも, 反本質主義の姿勢(本質化の拒否・批判・反対)であろう。たとえば, 多様な文化的背景やアイデンティティをもった利用者の視点に立つ, と多文化主義風の相対化をきどりながら利用者の文化的・社会的な背景・差異を固定的にとらえるようなことが拒否されねばならない。本稿では社会福祉における既存の「対象(論)」を反本質化のターゲットとする。そして社会福祉にとって意義あるかたちで反本質主義を貫く姿勢を示したい。そのためには根底的な「批判」や「反省」が重要だろう。また, 社会福祉における「本質化」は, それに反対しようがしまいが継続されていくし, 反本質化があらたな「本質」をうみだすこともある(ある種のフェミニズムが「おんな」を本質化しているように)。したがって反本質主義的な「批判」に終わりはない。
- 4) 今日, 社会福祉の対象論を検討するうえで, 古川による一連の「対象論」に言及しないわけにはいけないと思う。ただし, 本来なら古川理論の全体像との関連で, その対象論の展開や位置づけを緻密に検証する作業が不可欠であろうが, ここでは注というかたちで初発の対象論(古川 1993)に触れるにとどめ, 本格的な検討は今後の課題としたい。

古川は社会福祉における「対象分析の意義」を次のように整理し, 誰がなぜ供給するのか(「主体形成」), ならびに, 何を目標にいかに関与するのか(「援助方法の形成」)といった社会福祉の基本的な問題設定に関し, 「対象理解」がこれらに解答を与える「契機」となっていることを確認する。当箇所を要約する(古川, 前掲書: pp. 137-141. 以下本書からの引用は頁数のみ示す)。社会福祉

の対象とは「社会福祉という社会的方策施設が働きかけようとしているその目標物」であり, 「一定の属性をもつ人びともしくはその集団として」あるいは「一定の問題状況として」認識される。対象の性格や特質を明らかにすることは, 社会福祉が有効な社会的方策施設であるための必須要件でもある。その説明は「なによりもまず対象それ自体の充足, 緩和, 解決そのことのために必要」とされる。つまり社会福祉における課題解決=対応の条件となる。また対象の説明・分析・把握そして理解の内容は, 社会福祉における「主体形成」と「援助方法開発」の出発点ないし契機でもある。

続いて古川は, 「社会福祉における対象把握のあり方は, 理論的にも実際的にも, 社会福祉の方策施設のあり方, 社会福祉援助の方法や内容を, その根元において規定するほどの意味あいをもっている」と「対象把握」の重要性を指摘する(p. 141)。そして対象把握の方法に次のような歴史的推移と段階をみてとる。それは, ①「対象を単純に施策の所与として把握する方法」, ②「対象を施策の所与として, 両者を不可分に結びつけながら理解するという限界をもちながらも, いま一步踏み込んで被救済者や被援助者の属性を分析し, その特徴を明らかにする対象把握の方法」, ③「対象を施策から分離し, 客観的な存在として把握しようとする方法」, ④「一度個々の被救済者や被援助者から切り離され, 抽象化され, 範疇かされた問題状況を再び個々の被救済者や被援助者の問題として, 現実化しより具体的なかたちにおいて把握しようとする試み」, である(pp. 141-144)。A. ギデンズ風というなら, 対象は, ①②施策への埋め込み→③施策とローカルな脈絡からの引き離し(脱埋め込み)→④引き離された問題状況への再埋め込み, という展開をたどる, ということになる。この④は, 対象を社会的な「生活課題」ないし「生活問題」として理解する, という難問を社会福祉がひきうけている現段階の対象把握を指す。古川はこうした「対象理解」が社会福祉研究の諸言説によって(連続と断絶を示しつつ)形成されていった流れをトレースする。それは被救済的窮民(大河内)→社会的問題(孝橋)→生活問題(一番ヶ瀬)→生活構造(副田)/福祉ニーズ(三浦)という流れである(pp. 144-151)。

古川は対象理解の展開をさきのように整理したうえで, 「社会福祉の対象を生活問題として把握するという観点から」対象論の枠組を論じていく

(pp. 152-173). このブラッシュアップされた「生活問題」の枠組は、今日見られるほとんどの対象理解がおさまる包括性をその特色とする。状態や属性としての対象理解も、構造論的で原因論的な対象理解も、すべてその枠組によって説明可能となっている。紙幅の都合上その内容紹介は割愛する。

その後、この枠組は、古川(1994)の第4章「社会福祉の人間像」、古川(1995a)の第6章「社会福祉分析の基礎的枠組」、そして古川(1995b)「社会福祉の対象：問題とニーズ」を経て、しだいに純粹さ(枠組としての抽象性ならびに全体構成への連関性)の度を高めていく。しかし近年では、古川(1997)「第8章 社会福祉研究のパラダイム転換」、そして古川(2001)「第3章 社会福祉のシステム構成」において、かつてはラディカルな意義と特異性を付与されていた「対象論」が、社会福祉システムの単なる構成要素のひとつとして位置づけられてしまっている。概説書という性質から記述のバランスに配慮がなされたと推測されるし、また社会福祉の「運営(組織・過程)」という主題からしても妥当ではあろうが、「ある意味で、社会福祉についての議論は、その対象についての議論にはじまって対象についての議論をもって終わる、とあって過言ではない」、そして「対象論あってこそその政策(方策施設)論であり、援助方法論なのである」(古川 1994: p. 96)と言い放った力強さに感銘を受けた者としては残念でならない。

この注では古川による初発の「対象論」に的を絞ってその概略を示したが、その後の展開をみると、対象論には、自身の社会福祉理論における概念諸要素の「接着剤」としての役割が与えられ、また議論の性質としては「白色化」が志向されているように思える。つまり、どのような色も塗っていけるキャンパスのように、かなり応用範囲の広い概念体系の構築がなされている、ということである。これに対し本稿の試みは注7)で示すような意味で、対象論の「透明化」を志向している。

5) 対象論は「対象理解」と「対象把握」とに分解・区別できる。両者は相互に規定しあっていてその区別は相対的であるともいえるが、対象理解は対象把握に先行するという関係があると考えられる。この点について説明する。両者の関係は、事象・現象の経験的検証作業における理論(仮説と枠組み)とデータ(数値や記述)との関係になぞらえ

てとらえてもよいだろう。経験的データは理論がなければ意味のない数値にすぎない。理論(ならびに理論を理論たらしめる背景理論)に沿った解釈がほどこされてはじめてデータは有意味な数値や記述となるからである。あるいはそうした理論なしにはデータを収集・測定・記述することもできないだろう。これと同じように、対象把握(という行為、その行為によって捉えられた「事実」)は、対象理解に依拠して、あるいはこれを条件・文脈にしてなされるがその逆はない。たしかに、対象把握は「事実」を収集することとみなされるが、その「事実」は把握者の対象理解によって構成されたものである。対象把握によってえられた「事実」によって対象理解が影響をうけることもあるが、その「事実」は対象理解(とその背景知識等の認識枠組み)によって解釈されたものであるから、いわゆる解釈学的循環をまぬがれない。本稿では、以上のように考え、対象理解と対象把握に関し、前者は後者に先行し、その把握行為の様式(方法とその選択など)と結果(「事実」の発見・発明)を規定するとともに、これを意味づける、そういった関係にあるとみなしたい。

6) けれども「対応」(福祉政策や援助プログラムの設定と実施)は、技術的かつ状況規定的にうちたてられるものであり、それはまた「対象理解」とは手続的に分離してなしうる科学的・客観的な「対象把握」に基づく独立した営みだ、とみなす者もいるかもしれない。しかし「対応」とそのための「対象把握」をおこなおうとするときすでに(制度的な規約としてであれ、学問的に正当な文脈・ルールとしてであれ、各人のしたがう共通感覚や信念としてであれ)そのひとは何らかの「対象理解」に与しているはずである。これは、価値自由な「対象把握」や「対応」があるか否かという問題以前の事態であろう。

7) 本質を「透明化」という喩えは、反本質主義のプロジェクトにとって、ドライビング・フォースのひとつになりうるだろう。ただし、透明化と相対化とは違う。相対化については注3)に記したので繰り返さない。「透明」であるという視覚イメージは、例えば存在はするが「みえない」もの、「つかめない」もの、つまり実体がないものを連想させる。注5)で言及した「白色」は一定の濃度がある色彩のひとつで実体のあるものである。「みえない」も「つかめない」も、「～がない」という否定形の表現である。つまり「透明」は

「色」ではなく、否定形でしか言い表せないもの、実体がないものをイメージさせる。したがって、本質化に「反対」していくことと、本質を「透明化」することの意味的な距離はあまりないように思える。

- 8) 現代社会においては、諸個人が多様な価値観や信念そして利害関心をもち、各人各様の生活スタイルを営んでいる。この点と関連して、これまで「マイホーム主義」と揶揄されてきた私事化や「個人化」の風潮がさらに深化の度合いを増している。そうしたなか、多くのひとびとが社会保険を民間保険と同列にあつかい、私的な生涯設計を構成するポートフォリオのひとつとみなすようになっている。その結果、たとえば公的年金の賦課方式は「自分の掛け金が自分に戻ってこない不合理な仕組み」であるとの認識も広まっている。介護保険制度導入期には「自分は健康だから掛け金を返して欲しい」という意見も聴かれた。また、家族形態や雇用形態の多様化・流動化の進展にとともに、福祉政策におけるいわゆる「男性稼得者モデル」がたちゆかなくなっている。くわえて、これまで社会的・文化的な抑圧を被ってきたマイノリティ（女性、非異性愛者、少数民族、外国籍者、障害者、ホームレスなど）の視点からすれば、従来の福祉政策デザインが、異性愛カップルであって国籍や住民票の保有者である健康なひとびとを「ノーマル」と位置づけ、さらにこの位置づけを強化しているのではないか、といった批判もなりたつ。こうした批判は、福祉政策デザインをふくめ、既存の社会編成に対する根本的な異議を申し立てとなっている。さらに、労働力、資本、情報の移動が活発になり、政治・経済・文化などさまざまな領域でグローバル化が進展している。そして人々の相互（依存）関係は国境や生活圏をこえ、より多面的・多層的なものとなりつつある。けれども、ひとびとのつながりが複雑になるにつれ、そのつながりはいっそう見えにくく自覚しにくいものとなっている。以上、福祉政策との関わりで現代社会の断片をスケッチしてみた。これらは総力戦以来の「連帯」テクノロジーである近代主義的（ケインズーベヴァリッジ型、フォード主義的）福祉政策が、よくいって時代遅れに、悪くいえば新たな「連帯」の障壁にすらなっていることを示唆しているといえよう。

引用文献

- 安藤 洋 (2000)「社会福祉の対象」今泉礼右編『社会福祉要論：課題と展望』同文書院、第4章。
- 小野哲朗 (1999)『改訂増補 ケースワークの基本問題：社会科学的視点からの技術論・政策論の批判的検討』川島書店。
- 加茂陽編 (2000)『ソーシャルワーク理論を学ぶ人のために』世界思想社。
- 菅 豊彦 (1998)『心を世界に繋ぎとめる：言語・志向性・行為』勁草書房。
- 河野貴代美・杉本貴代栄編 (2001)『新しいソーシャルワーク入門：ジェンダー、人権、グローバル化』学陽書房。
- 杉本貴代栄編 (1997)『社会福祉のなかのジェンダー：福祉の現場のフェミニスト実践を求めて』ミネルヴァ書房。
- 田中治和 (1998)「戦後社会福祉理論の系譜」濱野一郎・遠藤興一編『社会福祉の原理と思想：主体性・普遍性をとらえ直すために』岩崎学術出版社、第3章。
- 中垣昌美編 (1995)『社会福祉対象論』さんえい出版。
- 仲村優一 (1991)『[改訂版] 社会福祉概論』誠信書房。
- 古川孝順 (1993)「社会福祉の対象(1)：生活問題の視点と枠組」古川孝順・庄司洋子・定藤丈弘『社会福祉論』有斐閣、第4章。
- 古川孝順 (1994)『社会福祉学序説』有斐閣。
- 古川孝順 (1995a)『社会福祉改革：そのスタンスと理論』誠信書房。
- 古川孝順 (1995b)「社会福祉の対象：問題とニーズ」古川孝順・松原一郎・社本修編『これからの社会福祉① 社会福祉概論』有斐閣、第4章。
- 古川孝順 (1997)『社会福祉のパラダイム転換：政策と理論』有斐閣。
- 古川孝順 (1998)「社会福祉理論のパラダイム転換」古川孝順編『社会福祉21世紀のパラダイム I 理論と政策』誠信書房、第1章。
- 古川孝順 (2001)『社会福祉の運営：組織と過程』有斐閣。
- 松井二郎 (1992)『社会福祉理論の再検討』ミネルヴァ書房。
- 松田真一 (1979)「社会福祉本質論争」真田是編『戦後日本社会福祉論争』法律文化社、第1章。

- 山森 亮 (2000) 「福祉国家の規範理論：ア
ファーマティブ・アクションと差異に敏感な社会
政策」大山 博・炭谷 茂・武川正吾・平岡公一
編『福祉国家への視座：揺らぎから再構築へ』ミ
ネルヴァ書房, 第5章.
- 吉田久一 (1995) 『日本社会福祉理論史』勁草書
房.
- Hallett, C. (ed.) (1996) *Women and Social
Policy: An Introduction*, Harvester Wheat-
sheaf.
- Parton, N. (ed.) (1996) *Social Theory,
Social Change and Social Work*, Routledge.
- Taylor, D. (ed.) (1996) *Critical Social
Policy: A Reader*, SAGE.
- Wlliams, F. (1989) *Social Policy: A Critical
Introduction*, Polity Press.